

パラグアイ共和国
アスンシオン市中央食品卸売市場改善計画
巡回指導調査団報告書

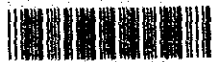
昭和63年11月

国際協力事業団

国際協力事業団

19121

JICA LIBRARY



1073392E17

序 文

アスンシオン市中央食品卸売市場改善計画は、世界銀行の借款によりパラグアイ国において初めて建設された中央食品卸売市場に対し、その運営・管理機能の充実を図ることを目的として、昭和56年12月7日から4年間の予定で開始された技術協力事業であるが、終了年度の昭和60年8月に行なわれたエバリュエーション調査の結果に基づき、2年間の協力期間の延長が実施された。さらに、昭和62年7月の第2次エバリュエーション調査の結果に基づき、フォローアップ方式により1年間の協力期間が延長され、協力活動が行なわれている。

本協力の最終年度にあたり、昭和63年8月3日から8月19日まで、社団法人食品需給センター東野宗利常務理事を団長とする巡回指導調査団を派遣し、協力の実績及び成果を総括的に調査し、本計画の目標達成のためにとるべき措置について、プロジェクト関係者に指導・助言を行なった。

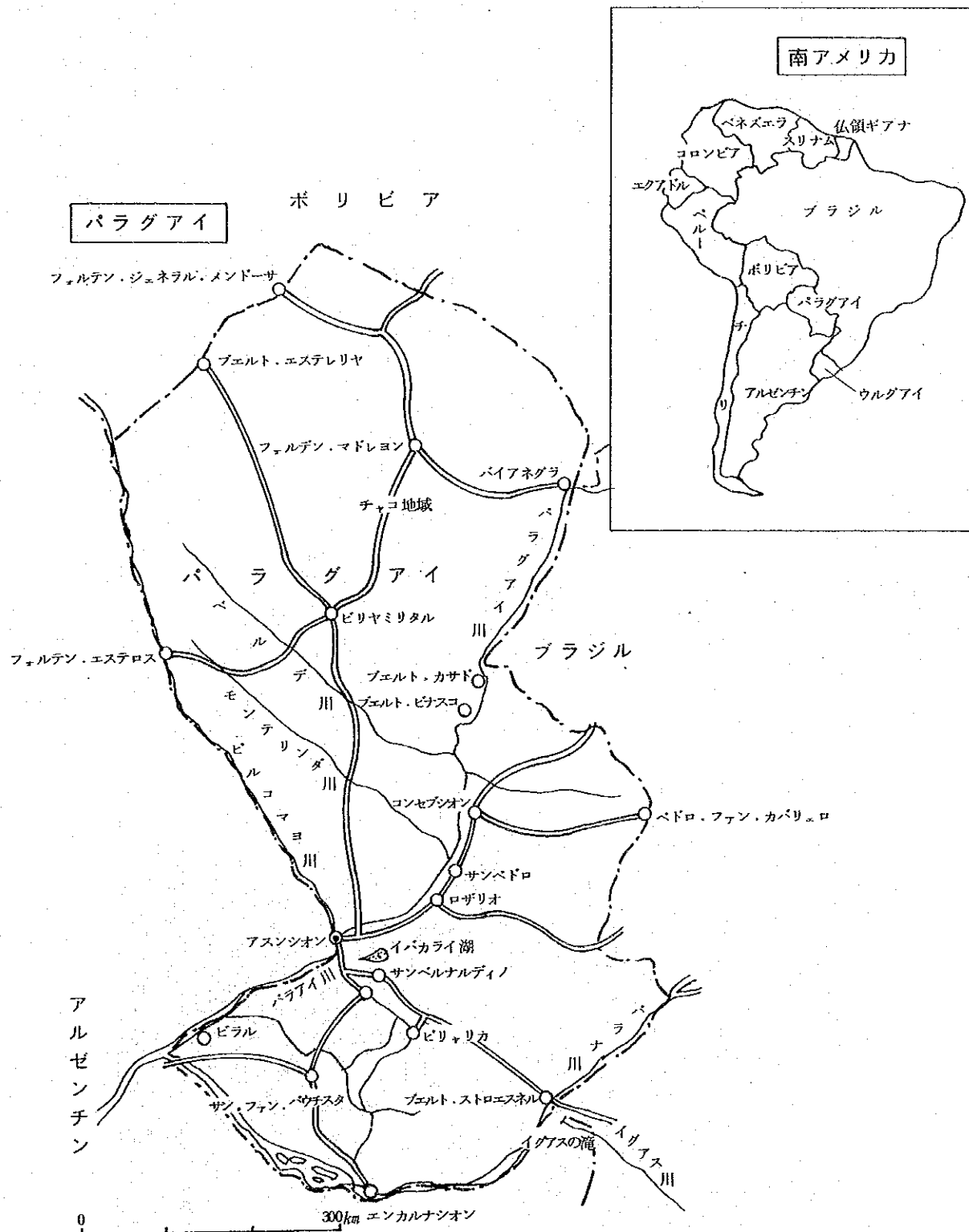
本報告書は、この調査結果をとりまとめたものであり、今後広く関係者に活用されることを願うものである。

最後に、調査団員各位ならびに調査の実施に当りご協力頂いた関係者各位に対し、厚く御礼申し上げます。

昭和63年11月

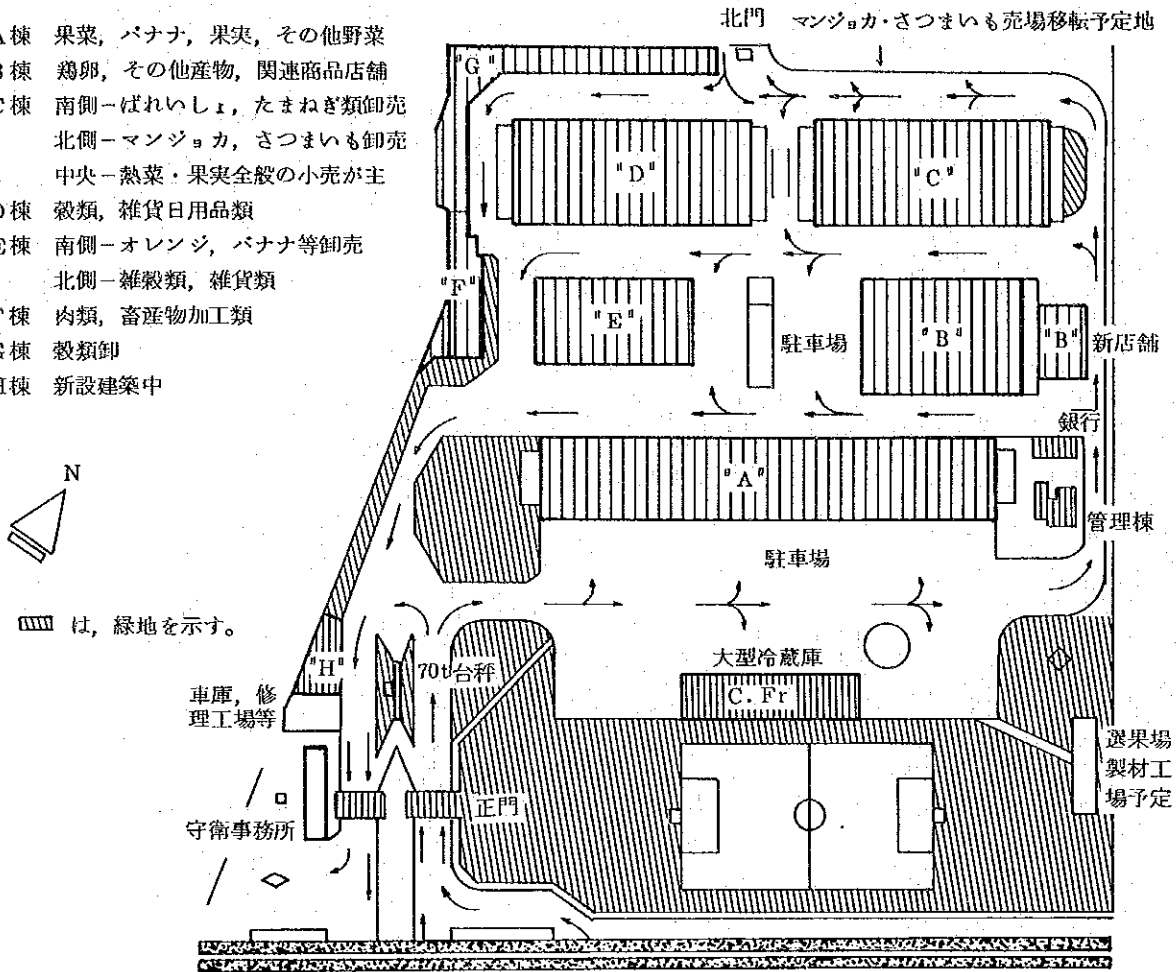
国際協力事業団
農業開発協力部長
宮本和美

パラグアイ共和国略図とアスンシオン市の位置

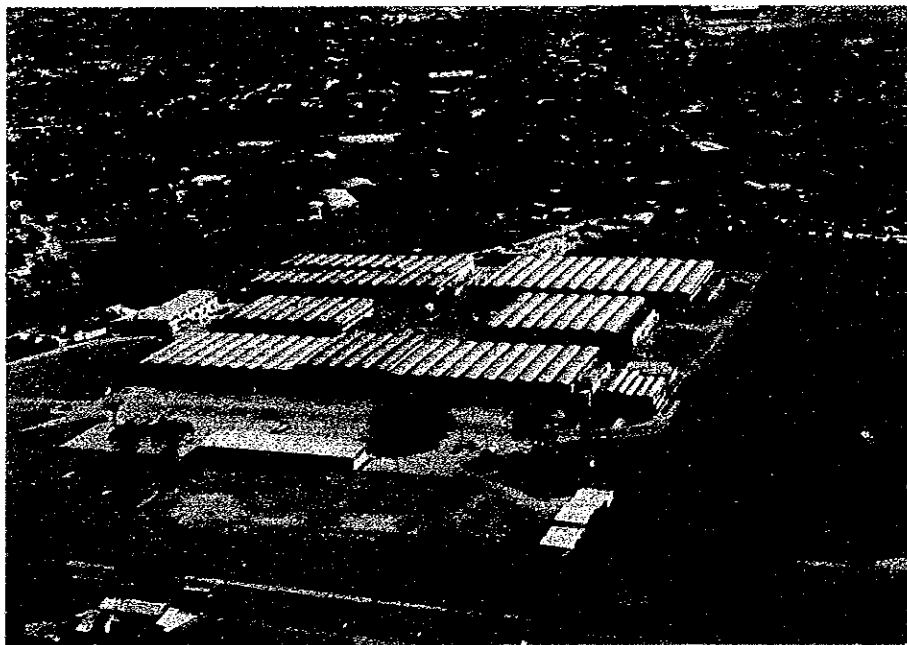


中央卸売市場舎屋配置図の変化 (1988年8月現在)

- A棟 果菜, パナナ, 果実, その他野菜
- B棟 鶏卵, その他産物, 関連商品店舗
- C棟 南側-ばれいし, たまねぎ類卸売
北側-マンジョカ, さつまいも卸売
中央-熱菜・果実全般の小売が主
- D棟 穀類, 雑貨日用品類
- E棟 南側-オレンジ, パナナ等卸売
北側-雑穀類, 雑貨類
- F棟 肉類, 畜産物加工類
- G棟 穀類卸
- H棟 新設建築中



(1985年8月当時)



目 次

序 文

地図・位置図

目 次

第1章 巡回指導調査団の派遣	1
1. 調査団派遣の経緯と目的	3
2. 調査団構成	7
3. 調査日程	7
4. 主要面談者	8
第2章 プロジェクト実施上の諸問題と対応策	11
〔総括〕	13
1. 中央食品卸売市場の運営と管理	13
(1) 市場条例の改正と施行	13
(2) 市場会計	13
(3) 市場施設及び資機材の運用・保守・管理	14
2. 標準建値の算出と利用の促進	14
3. 品質管理基準の設定と普及	15
4. 卸売市場使用のコンピュータープログラムマニュアルの作成	19
5. 市場情報活動	19
第3章 団長レター（正文及び和文仮訳）	21
1. 正文	25
2. 和文仮訳	37
第4章 新規プロジェクトの要請内容について	45
1. 新規プロジェクトの基本構想について	47
2. バラグアイ側の要望について	51
3. 調査団所見	51
第5章 プロジェクト協力の実績	53
1. 専門家派遣実績	55
2. 研修員受入れ実績	56
3. 機材供与実績	57
4. 調査団派遣実績	59
第6章 アスンシオン市中央食品卸売市場業務規程（和文仮訳）	61

第 1 章 巡回指導調査団の派遣

1. 調査団派遣の経緯と目的

昭和56年12月7日から4年間の予定で開始された本件技術協力計画は、昭和60年8月のエバリュエーション調査の結果に基づき、2年間の協力期間の延長が実施され、さらに、昭和62年7月の第2次エバリュエーション調査の結果に基づき、フォローアップ方式による1年間の協力期間の延長が実施されている（別添プロジェクト概要）。

協力の最終年度にあたり、本件調査団は以下の目的で派遣された。

- (1) プロジェクトの基本計画・暫定実施計画等に基づき、協力の実績・成果（特にフォローアップ協力期間中における重点項目について）を総括的に調査し、計画の目標達成のために今後とるべき措置について、プロジェクト関係者に指導・助言を与える。
- (2) パラグアイ側から要請されている新規プロジェクトについて、その内容を聴取・確認する。

〔別添〕

アスンシオン市中央食品卸売市場改善計画概要
(Proyecto de Mejoramiento del Mercado
Central de Abasto de la Ciudad de Asuncion)

- (1) R/D等署名日 (R/D) 56年12月7日
- (2) 協力期間 (R/D) 56年12月7日～60年12月6日
(延長) 60年12月7日～62年12月6日
62年12月7日～63年12月6日
- (3) 所在地 アスンシオン市
- (4) 先方関係機関 アスンシオン市食品流通管理局 (DAMA)
Dirección de Abastecimiento de Municipalidad de Asunción
- (5) 我国協力機関 農林水産省,
(社) 食品需給研究センター
- (6) 要請の背景 従来、ア市には卸売市場がなかった。この為、第4公設小売市場を中心として小売と卸売業者店舗が無秩序に濫立し、市場流通機能の混乱、不衛生状態、交通マヒ等が発生した。これを改善し、正常な卸・小売市場の整備発展を期するため、世銀の借款による卸売市場の新設(昭和56年9月竣工)が行われた。
一方、これに先立ち昭和54年11月卸売市場の運営管理指導に係る技術協力要請が我国に対し為された。
- (7) 目的・内容 新設卸売市場に対し、卸売市場としての運営・管理機能の充実を図ることを目的とし、
1) 運営管理
2) 標準建値算出
3) 卸売市場と小売市場間の情報システムの整備
4) 品質管理
5) 生産流通に関する物流調査
6) 消費者動向調査
等の技術指導を行う。
- (8) 現状・目標達成 当初協力予定の4年を終了後、2年間の延長を行ったが、昭和62年7月に実施されたエバリュエーション調査の結果、市場条例の改正、資機材に係る管理体制の確立、品質・規格基準の利用促進、コンピュータシステムの本化等について、昭和62年12月までの協力期間内における技術移転の終了は困難とされフォローアップ方式による1カ年の協力延長が決定された。
- (9) プロジェクト暫定実施計画及び延長期間中における協力内容

プロジェクト暫定実施計画

事業内容	年度	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
I 中央食品卸売市場の運営管理に必要な下記項目の指導助言 1. 中央食品卸売市場の運営及び管理に関する技術 2. 標準値の算出のための技術 3. 中央食品卸売市場と小売市場との間の情報システムの整備 4. 品質管理のための技術		(1) 運営計画作成に必要なデータの収集、検討	(1) データに基づくモデルプランの作成 1) 市場管理計画の試作指導 2) 集荷計画の試作指導 3) 卸売計画の試作指導	(1) 運営計画作成の本格的指導と実施 1) 市場管理計画の実施 2) 集荷計画の実施 3) 卸売計画の実施 4) 上記1) 2) 3) の適応性の検討見直し	(1) 運営計画作成に係る指針の作成
		(1) 統計処理に必要な基礎データの収集、整理 (2) 入荷量調査のための準備(モデル品目の選定、入荷申告カードの作成等) (3) 卸売価格調査 (4) 標準値委員会を設置 (5) 標準値算出手順の設定 (6) 初歩的統計処理技術の指導	(1) モデル品目に関する入荷量の調査と把握 (2) マイクロコンピュータの導入 1) 据付 2) 操作方法指導 (3) マイクロコンピュータによる統計処理 1) 基礎統計処理プログラムの試作 2) 建値算出プログラムの試作	(1) 入荷量の調査と把握(モデル品目の拡大) (2) マイクロコンピュータによる統計処理の実施指導 1) 応用統計処理プログラムの設定 2) 建値算出プログラムの適応	(1) 標準値算出に係る指針の作成 (2) マイクロコンピュータの維持管理に関する指導助言
		(1) 必要情報事項の設定 (2) 情報伝達範囲(対象小売市場)の設定 (3) 情報伝達の対象品目の選定	(1) 情報(入荷量、標準値)の試験的揭示(中央食品卸売市場内掲示板)とその価格形成効果の検討、分析 (2) 中央食品卸売市場及び関連小売市場へのファクシミリの導入 1) 据付 2) 操作方法指導	(1) ファクシミリによる中央食品卸売市場から小売市場への情報伝達システムの確立 (2) 小売市場から中央食品卸売市場への情報連絡システムの確立 (3) 情報伝達対象品目の拡大	(1) 情報システムの運用に係る指針の確立 (2) 外国市況の情報収集に関する助言 (3) ファクシミリの維持管理に関する指導
		(1) 品質管理技術の問題点の抽出および検討 (2) 品質管理の基礎的技術の指導	(1) 品質管理技術に関する指導助言 1) 格付技術 2) 選果技術 3) 包装技術 4) 食品衛生知識 5) 冷凍冷蔵技術	同 左	品質管理技術に係る指針の作成
II 中央食品卸売市場の運営に必要な下記の調査、解析技術の指導助言 1. 生産流通に関する物流調査 2. 消費者動向調査		(1) 物流に関する問題点の抽出および検討 (2) 物流調査に係る基礎的知識の指導 (3) 調査方法の設定 1) 対象範囲 2) 調査事項	(1) 調査の試験的実施 (2) 調査結果の解析検討	(1) 調査の本格的実施 (2) 調査結果の解析検討 (3) 補足調査の実施	(1) 物流、消費者動向の調査結果に基づく総合的検討 (2) 上記結果に係る関係機関への報告、提言
		(1) 消費者動向に関する問題点の抽出および検討 (2) 消費者動向調査に係る基礎的知識の指導 (3) 調査方法の設定 1) 対象範囲 2) 調査事項	(1) 調査の試験的実施 (2) 調査結果の解析検討	(1) 調査の本格的実施 (2) 調査結果の解析検討 (3) 補足調査の実施	(1) 物流、消費者動向の調査結果に基づく総合的検討 (2) 上記結果に係る関係機関への報告、提言

延長期間中における協力内容

協力の内容	指導のポイント	具体的指導事項
1. 市場規則の改正整備に関する指導	市場開設者(市場管理局)と卸売業者間の関係が問題となっているので、このルールを作成する。	(1) 現行市場規則の調査・検討(問題点の整理) (2) 「市場運営協議会(仮称)」の設立 (3) 市場管理局と卸売業者、卸売市場利用者(生産者と出荷者、小売業者等)の関係を明確にする。
2. 市場会計に関する指導	市場運営は施設の使用料によってまかなわれているが、この処理システムと、会計健全化の方策について指導	(1) 会計項目の整理・検討 (2) 予算作成マニュアル (3) 決算 “ (4) 収入、支出方式の作成 (5) 監査システム
3. 市場施設、及び資材の運用、保守・管理に関する指導	供与資材等について、その管理体制を整備する。	(1) 資材台帳作成 (2) 資材管理責任者の配置 (3) 管理体制の確立 (4) 運用日誌等の作成
4. 標準建値の利用促進のための指導	標準建値が公表されているが、利用が少ないので、その促進策の指導	(1) 市場利用者を対象として建値の利用状況について調査する。 (2) 利用上の問題点を抽出する。 (3) 利用促進策について、市場管理局と市場利用者で検討する。
5. 品質・規格の基準設置指導	品質・規格については指導の端初期であり、引続いて指導する。	(1) 基準設置する。 (2) 市場関係者(卸売業者、生産者、小売業者等)で基準等の検討。 (3) 産地サイド、市場サイドの関係者に普及させる。
6. 市場・情報活動に関する指導	卸売市場は単に物資の交流の場のみならず情報面でもセンターとなるべく指導する。	(1) 市況情報(入荷、価格等)を関係者(産地、市場、消費地)に提供するシステムの作成 (2) 産地情報(作付状況等)の収集方法とこれを他産地、市場への提供システムの作成 (3) 消費情報(小売価格、家計消費等)の収集方法とこれを産地・市場への提供システムの作成

2. 調査団構成

(1) 東野宗利

社団法人食品需給センター常務理事

担当業務：総括

- 1) 調査団業務全般の総括
- 2) プロジェクト運営管理全般にわたる助言指導
- 3) 産地出荷機構の現状調査他関連情報のとりまとめ

(2) 影山岩夫

農林水産省食品流通局市場課青果物係長

担当業務：市場運営管理

- 1) 市場条例の改正・整備
- 2) 市場会計に関する指導
- 3) 市場施設及び資機材の運用・保守・管理
- 4) 品質規格基準の設定と普及

(3) 横関良平

農林水産省経済局統計情報部管理課電子計算室利用技術係長

担当業務：市場流通情報

- 1) コンピュータープログラム・マニュアル作成に係る指導
- 2) 標準建値の利用促進に係る指導
- 3) 市場情報活動に関する指導（生産地・小売市場・消費者）

(4) 小林一三

国際協力事業団農業開発協力部農業開発課

担当業務：業務調整

調査団業務全般の調整，協力実績等のとりまとめ

3. 調査日程

日順	月日	曜日	調査日程
1	8. 3	水	19:00 RG-831にて東京発
2	4	木	6:30 リオ着 9:15 RG-902に乗り換え 13:00 アスンシオン着 ホテルガラニーにチェックイン，日程等打合せ
3	5	金	JICA，大使館，ア市，農牧省（表敬・打合せ） 専門家との打合せ

4	8. 6	土	公設卸売・小売市場等視察 カウンターパートからの事情説明
5	7	日	専門家との打合せ・国内打合せ
6	8	月	専門家・カウンターパートとの協議 (協力の進捗状況と今後の計画について)
7	9	火	前日の継続
8	10	水	農牧省関係者との協議 (新規プロジェクトについて要望聴取)
9	11	木	生産地出荷機構等調査(ラ・コルメナ地区), 日帰り
10	12	金	生産地出荷機構等調査(コロネル・オビエド地区) ストロエスネル泊
11	13	土	生産地出荷機構等調査(イグアス地区) ストロエスネル泊
12	14	日	アスンシオン着
13	15	月	調査結果とりまとめ, 団長レター作成
14	16	火	合同委員会開催, 団長レター提出 農牧省・JICAに報告
15	17	水	大使館, ア市に報告 15:00 RG-903にてアスンシオン発 20:45 リオ着 22:00 RG-832にてリオ発
16	18	木	機中泊
17	19	金	13:30 東京着

4. 主要面談者

[パラグアイ側]

(1) アスンシオン市役所

Porfirio Pereira Ruíz Díaz 市長

(2) アスンシオン市食品流通局

Miguel Antonio López 局長

Herminio Toñanez 局長代行

Gumerciendo Roa 管理部長

Elvía Benítez de Miranda 財務部長

Gerardo López Zarate 技術運営部長

Juan Molinas

技術運営部運営課長

Hernán Sosa

プロジェクトコーディネーター

(3) 農牧省

Oscar Meza Rojas

技術官房局長

Juan Molinas

農牧普及局長

〔日本側〕

(1) 日本大使館

中曾根 悟 郎

大使

中 原 松 美

書記官

(2) JICA 事務所

西 野 世 界

所長

内 田 智 允

業務第二課長

佐 藤 政 富

業務第二課職員

(3) プロジェクト専門家

清 野 正 善

チームリーダー兼市場運営

米 沢 耕三郎

技術協力兼業務調整

第 2 章 プロジェクト実施上の諸問題と対応策

〔総括〕

以下に述べる通り、フォローアップ協力の成果は良好であり、プロジェクトは所期の目標を達成しつつある。協力成果については、一部を除きほぼ形態的に整備されており、今後はその運用・実施に努力すればよい状況にあると思料される。運用・実施については、調査団が助言・指導した事項を含めて、専門家とカウンターパートが計画的に実行しようとする体制にある。

1. 中央食品卸売市場の運営と管理

(1) 市場条例の改正と施行

アスンシオン市場条例については、1985年のエバリュエーション調査団によりその改正の必要性が指摘されて以来、当プロジェクト最大の課題となり、検討が行われていたところであるが、本年(1988年)3月中旬、短期専門家皆川氏の指導等を得て「市場業務規程」案が作成され、同案は市場局長の了承を得て本年5月12日、アスンシオン市長により認可された。

DAMA当局は直ちに市場職員をはじめ市場関係者等に周知徹底を図るため印刷に付された。このように当プロジェクト最大の課題であった市場条例の改正が行われたことは大きく評価できるものである。

今後この「業務規程」を円滑に施行するにあたっては、DAMA当局が段階的・計画的に関係者を指導して、運用の定着を図っていくことが必要である。しかしながら、指導にあたる市場職員の資質の向上を図ることが先決であり、このため知見を有する日本の協力により、市場職員の指導のための研修会を開催するにあたっての方策等につき、指導する必要があると考えられる。なお改正された業務規程(和文仮訳)を第6章に掲載した。

(2) 市場会計

当市場会計は、独立採算制をとっており、財政の健全化は、今後の市場の発展にとって欠くことのできない重要な課題の1つであるが、会計処理にあたっては1984年以来、コンピュータ処理によって科目の統一を図り、現在月別店舗賃貸料の徴収計算、月別会計報告、年度決算処理等、諸々の経理処理がスムーズに実施されている。

また、市場会計の内容は、世銀への返済も延滞なく行われ、減価償却についても一定の評価がなされていること等から全体としては健全に運用されているものとみられ初期の目的は達成されたものと評価できる。

今後における留意点としては、

- ① 市場会計を健全に運用していくためには、科目分類ごとの分析等も必要となってくるがそのためには現在の科目分類について検討を加え改善していく必要がある。
- ② 中央卸売市場も開場後7年を迎え、一部施設の老朽化がみられ、諸機材も修繕あるいは

更新という問題も出てくることから、それに要する経費に充てるため何らかの積立金的なものを早急に考える必要があること等、その対応策を指導する必要がある。

(3) 市場施設及び資機材の運用・保守・管理

当市場は、開場後7年目を迎えているが提供した情報機器等の一部が部品の欠落等により、十分活用されていないこと、保守管理の技術者がいないこと、また、部品の調達が出来ないことが問題となっている。

施設の整備(改良、補修を含む)を行うに当たっては、予算との関係に配慮しつつ計画的に実施していく必要がある。事前の中、長期計画をたてておくことが望ましいと考えられる。

また、懸案となっていた冷蔵庫の運用については、効率的利用を図るため、空間利用の棚及び防熱のための出入口のカーテンを設置した等、一定の前進があったと評価できる。

今後は故障等により市場機能が停滞しないように定期的に点検を実施するとともに、保守管理技術者、点検指導者等の育成、確保に努め、その定着を図るとともに、バ国側で予算措置ができるよう指導する必要がある。

2. 標準建値の算出と利用の促進

標準建値は、中央卸売市場における卸売価格形成即ち適性な取引価格の目安として利用されており、この算出方法は先ず基礎データの把握のため、DAMAの職員が当日の入荷量を市場の入口において品目別に把握している。

その把握の方法は、トラックの運転手に対し聞き取りによる方法で品目別に調査していたが、この方法では正確な入荷量をつかめないため、現在では車両ごとに荷物を載せたまま計測し、その後車両自体の重量を差引いて入荷量全体を把握した上、前記同様に調査している。この場合荷姿の統一化を図ることにより更に正確かつ容易に入荷量を把握することができるので、この指導も行われている。

把握した基礎データを基に標準建値の算出作業を行うが、これについてはこれまでの夜間勤務体制から通常の勤務体制に改善を行い、電算処理の定型処理として、主要20品目について過去30日間の入荷量と卸売の取引価格から当日の入荷量に対する卸売価格の推定値を求め、これを市場における標準建値として公示している。

また、標準建値の利用の促進を図る上から標準建値、取引価格等について印刷物により卸売業者に配布し、併せて標準建値利用の指導が行われている。

しかしながらこれらの指導にもかかわらず、卸売業者においては依然として標準建値に対する理解が全体的に不足している面もあり、積極的に利用されているとは言い難い面もあるようである。

このため、これらについては市場条令及び品質規格マニュアルが印刷物として完成をみたの

を機会に、今後これらの利用、普及及び指導と併せて継続的に標準建値の利用促進の指導を進めていく必要がある。

なお、標準建値の公示は視覚に訴えるものであることなどから全体的にもう少し大きくして目につきやすく、また見易くするなどの工夫も必要であろう。

標準建値の算出は、将来的には品質、規格等の指導と併せて対象品目について品目数を増やすとともに生産出荷時期などにより対象品目数等を変える同時に前日の入荷量、残存量並びに曜日、天候、祭日等の関係による変動と産地情報、輸入青果物の情報等を加味し、更に品質、規格別等を採用した算出方法の研究とそのシステム開発について検討を進めていくことが今後の課題であろう。

3. 品質管理基準の設定と普及

品質規格基準の普及は出荷者のみでなく卸売業者をはじめとする市場利用業者及び消費者に対して行い、生産、市場、消費と一貫した体制づくりが必要である。

品質規格マニュアルはすでに作成され、利用普及のために印刷も完了していることから、初期の目的は達成されていると評価できる。

今後はこの品質規格マニュアルをどのように関係者に普及させるかが問題であるが、市場取引においてこの品質規格等の基準を守ることによって他のものより有利な販売が可能となることを生産者に理解させることにより、普及を促進することも可能ではないかと考えられる。

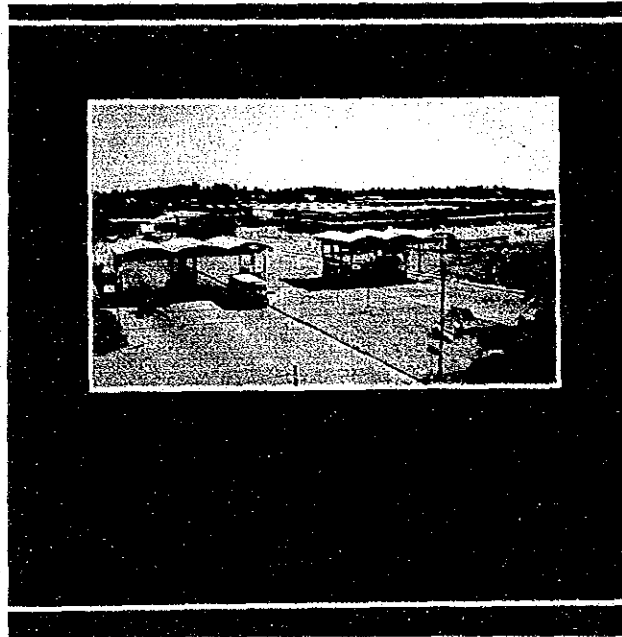
また、品質規格の統一化は何といても生産者の努力が必要であるが、一層の推進を図るためには生産者の組織化を指導するとともに、貯蔵保管施設、選果機等に対する技術改善のための指導員となるべき人材を早急に育成する必要がある。

中央食品卸売市場野菜・果実標準出荷規格の手引(表紙)



Mercado Central de Abasto

MANUAL DE NORMALIZACION
Y EMBALAJE PARA
HORTALIZAS Y FRUTAS



手引のあらまし

発刊にあたって

アスンシオン市中央食品卸売市場「野菜・果実標準出荷規格」実施要綱

アスンシオン市中央食品卸売市場「野菜・果実標準出荷規格」設定の基

本的考え方

I DAMAに於ける出荷規格について

トマトの出荷規格

ピーマンの出荷規格

たまねぎの出荷規格

ばれいしょの出荷規格

にんじんの出荷規格

かんきつ類の出荷規格

バナナの出荷規格

II 包装資材の普及の現状

A. 木箱の種類

B. 網袋の種類

C. 荷姿の状況

1. 箱詰め荷姿の現状の例

参考：外国産の売り捨て用木箱の荷姿の例

2. 袋詰め荷姿の現状の例

4. 卸売市場使用のコンピュータプログラムマニュアルの作成

本マニュアルは、これまでの技術協力における情報処理分野の技術移転の成果を集約するため、今後更に電算処理の推進を図るため、以前専門家として派遣され、この種の事情に精通している提氏により「市場流通情報コンピュータマニュアル作成要領」に従って目下作成作業が進められている。

今回現地に赴くに当たり提氏が作成中のマニュアルを携行し、内容等についてDAMA側に説明を行い、一定の検討を依頼してきたところである。従ってこれらの検討結果を盛り込んで本年9月に同氏が短期専門家として派遣される際、マニュアルの最終案が作成され印刷される運びになっている。

本マニュアルの構成内容は、電算化した業務の処理説明並びにプログラム作成のテキストとして一般処理とグラフィック処理に大別され、前者については基礎編と実務編に、後者については基礎編、実務編及び応用編に区分して初心者から何れの段階の職員でも技術レベルに応じて利用できるように配慮されたものとなっているので、作成後においては電算処理の推進を図る上からも積極的な利活用が望まれる。

また、これまでに電算化された業務のプログラム及びフロッピーディスクに収録されているデータファイルのドキュメントについては、整理が殆んどされていない状況にあるのでマニュアル作成と並行して、特にこの面の整備を進める必要がある。

なお、蓄積されるデータファイルの利活用を図る上から、そのファイルの蓄積方法及び保管管理方法等についても併せて整備を行う必要がある。

今後の課題として将来的にはコンピュータ処理が市場運営の全搬に係ってくることが考えられ、その位置付けは益々重要となってくることから、これらに向けてシステム化の検討を市場関係者が一丸となって進めるとともにシステム開発を進める上で必要なシステム設計、プログラム設計等のマニュアルの整備充実を図る必要がある。

なお、システム設計の標準化を推進する上からシステム設計仕様書、操作手順書等を作成するに当たってのガイドライン等を順次作成していくことが望ましい。

また、システム開発を進めるに当たっては、電算処理で使用するコード即ちコード設計(定)が非常に重要になることから、この面の検討も順次進めていく必要がある。特に各業務に共通するコードについては、そのコード体系の整備を図りながらコード設定を行い、共通コードブックとして作成されることが望まれる。

5. 市場情報活動

アスンシオン中央卸売市場の市場情報を広く一般国民に提供するため、市場情報の収集活動として毎日の市場入荷量、卸売価格の調査が行われている。

市場入荷量については、中央卸売市場入口で生産物の県名、産地名、品目名、荷姿別の数量

等の把握が行われ、卸売価格及び小売価格については、それぞれ巡回調査により情報の収集が行われている。

それぞれ把握及び収集した情報は、市場入荷量及び卸売価格については標準建値算出の基礎データとして用いられ中央卸売市場内に入荷量と標準建値が公示され最終的には日報、月報、四半期報、年報として刊行されている。また、卸売価格、小売価格については一定のルールに従って集計され公表されている。

市場情報の伝達を迅速に行い、かつこれらの情報が有効に活用されるように市場内において掲示板で標準建値が公示され、消費者向けには新聞、テレビ、ラジオ等で、また生産者向けには無線機により毎日の卸売価格の情報が提供されるなど積極的な広報活動が行われている。

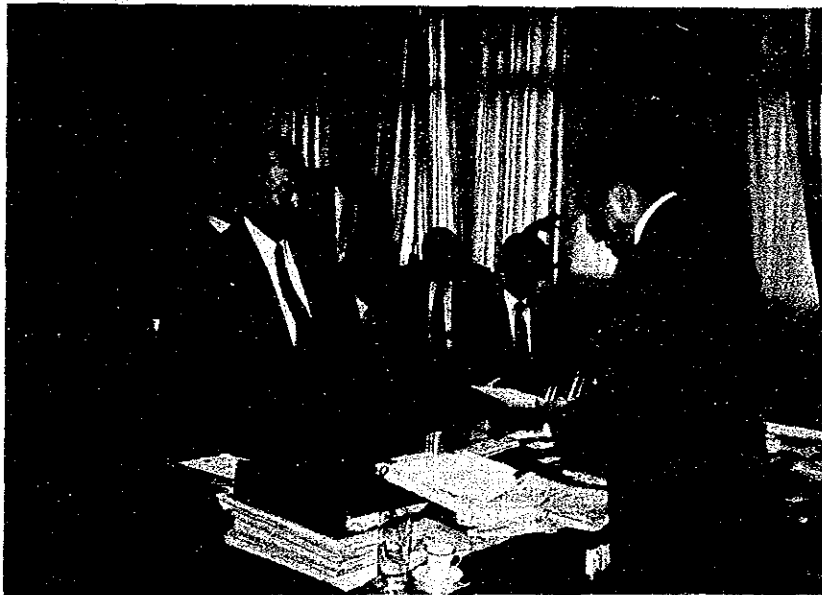
なお、ファクシミリ通信を利用した第4公設小売市場への標準建値の伝達は、現在ファクシミリが故障しており、部品等がないため即時に回復することが難しく中断した状態になっている。これについては調査団と前後してアスンシオン港に資機材、部品等が到着しているとのことであるので、極力早い時期の回復が待たれている。

アスンシオン中央卸売市場は、今や単にアスンシオン市のみの市場でなくパラグアイ共和国全体の卸売市場としての使命を果たすに至っていることから、農牧省と一体となって中央卸売市場としての役割を実質的に担うための広報活動と市場情報の利活用等を一層推進する必要がある。これらの活動は広い意味で生産者から消費者までを対象とした市場情報であることから、その利活用方法等について文章や数値だけでなく図形やグラフなどを組み込み視覚に訴える等の方法をできる限り採用して見易く興味あるものにし、平易に理解できる解説を行い、発展的に広報活動を進めていく必要がある。

第3章 団長レター（正文及び和文仮訳）



(専門家及びカウンターパートとともに)



(調査団長よりアスンシオン市長にレター提出)

調査活動終了にあたり、調査団長からアスンシオン市長宛てに提出した団長レターは以下の通りであり、内容はプロジェクトの進捗状況及び実施上の問題点に関する調査団所見をまとめたものである。

Asunción, 17 de agosto de 1.988

Señor

Intendente Municipal de la Ciudad de Asunción

General de Brig. PORFIRIO PEREIRA RUIZ DIAZ

De nuestra mayor consideración:

La Misión de Orientación en el Proyecto de Mejoramiento del Mercado Central de Abasto han visitado el Paraguay - desde el día 4 al 17 de agosto de 1.988, el objetivo de la misión fué la de evaluar los resultados de la cooperación, cuya culminación está prevista para el mes de diciembre del presente año, dando orientaciones y sugerencias a las personas relacionadas al Proyecto; al mismo tiempo oyendo las opiniones e ideas que tienen para el futuro, luego de la finalización del Proyecto.

Al agradecer profundamente a la amable cooperación ofrecida de parte de la D.A.M.A. y otros funcionarios del Ministerio de Agricultura y Ganadería, quienes apoyaron constantemente durante nuestra estadía en el Paraguay. Dejo este Informe de nuestra Misión, esperando que el presente material sea de utilidad para la futura administración del Mercado Central de Abasto.

MISION DE ORIENTACION EN EL PROYECTO DE
MEJORAMIENTO DEL MERCADO CENTRAL DE ABASTO.

M. E. Carbone

I N D I C E

- 1- Evaluación del resultado de la Cooperación en el Proyecto y Temas de la Orientación.

OBSERVACION GENERAL.

- (1) Administración del Mercado Central de Abasto.

- 1- Revisión y aplicación del Reglamento del Mercado.

- 2- Contabilidad del Mercado.

- 3- Administración, mantenimiento y Control del establecimiento, implementos y maquinarias del Mercado.

- (2) Cómputo, aplicación y fomento del Precio Standard.

- (3) Creación y propagación de las Normas Básicas para el Control de calidad (Padronización)

- (4) Elaboración del Manual de Programación de Computadoras para el uso en el Mercado.

- (5) Actividad Informativa del Mercado:

- 2- Referente al Programa, a ser tomada luego del término del Proyecto.

1- Evaluación del resultado de la Cooperación en el Proyecto y Temas de Orientación.

El Mercado Central de Abasto ha transcurrido cerca de 7 años con su actividad, desde el inicio del Proyecto; pudiendo considerarse como el único Mercado Mayorista de Hortalizas y frutas del Paraguay. Estos son los resultados de los esfuerzos realizados por los funcionarios de la D.A.M.A. apoyado por los Expertos Japoneses, quienes cooperaron con sus orientaciones, sugerencias y suministro de los Implementos y maquinarias adecuadas para el Proyecto. Así, llegando a una etapa de perfeccionamiento de dicho establecimiento, no es mucho decir que: "Aparentemente ya se encuentra perfecta".

Pero viendo las estructuras o Dirección Operacional, se hace necesario tratar algunos puntos.

Concretamente, son los que mencionamos a continuación y básicamente se ve la necesidad de ubicar como el núcleo del Sistema de circulación efectiva de las frutas y hortalizas, con un aprovechamiento de las actividades informativas entre los Productores y Consumidores.-

(1) Administración del Mercado Central de Abasto.

1- Revisión y aplicación del Reglamento del Mercado.

La revisión del Reglamento del Mercado, luego de culminar un período de estudio de aproximadamente dos años, en marzo de presente año ha llegado el experto a corto plazo, Señor Minagawa, elaborando bajo su orientación el proyecto del Reglamento del Mercado. El mismo proyecto fué aprobado por la resolución Municipal de fecha 12 de mayo de 1-988; luego, en vista de lograr una perfecta difusión del Reglamento a los funcionarios y a los comerciantes usuarios del Mercado, la D.A.M.A. envió de inmediato a la Imprenta. La elaboración del "Reglamento del Mercado" fué una de las materias importantes dentro del Proyecto; por lo tanto, podemos tomar como una actividad esencial realizada.

Y, para la aplicación del mismo, es necesario un esfuerzo de la D.A.M.A. para concientizar a las personas relacionadas, y hacer que respeten el Reglamento. Para eso, lo primero que se debe hacer es que los funcionarios encargados de la orientación comprendan los contenidos del dicho Reglamento, de allí la necesidad de orientar a establecer un método de adiestramiento de los funcionarios, como la realización de conferencias o reuniones de estudio.

2- Contabilidad del Mercado

Viendo desde el aspecto financiero del Mercado Central de Abasto, es una Institución Autárquica, por lo tanto la solidificación del aspecto financiero es una materia indispensable para el futuro desarrollo del Mercado. También, desde 1.984, la administración contable se encuentra realizando por medio de las computadoras unificando las materias contables; es decir, se está aplicando normalmente los tratamientos contables según las necesidades.

Por otro lado, el estudio contable del Mercado, como el reembolso al Banco Mundial, se está efectuando sin retraso y viene tomando una medida de depreciación. Así, generalizando, podemos decir que están operando normalmente, cumpliendo los primeros objetivos.

De allí, se ve la necesidad de orientar a plantear programas para enfrentar a los gastos de mantenimiento del establecimiento, maquinarias e implementos o renovación de los mismos, formando un fondo de reserva para ellos.

3- Administración, mantenimiento y control del establecimiento, implementos y maquinarias.

Con relación al empleo de la Cámara frigorífica, notamos la colocación de estantes para el mejor aprovechamiento del espacio, también las cortinas colocadas en la entrada, para mantener la temperatura de la cámara, son aplicadas para obtener mejor rendimiento del mismo y son puntos de avance positiva que debemos su valoración.

Los implementos para la actividad Informática y los rodados suministrados, algunos no son utilizados suficientemente por la falta de algunos repuestos o materiales complementarias, - también la falta de técnicos adecuados y la dificultad de provisión inmediata de los repuestos en caso de averías, estos problemas son surgidas por transcurrir ya los siete años de funcionamiento del Mercado.

El tema de orientación sería, la destinación de Pre supuestos con el propio recurso paraguayo, para afrontar a estos problemas.

(2) Cómputo, aplicación y fomento del Precio Standard.

El cómputo del Precio Standard se está realizando en horario de Oficina, anteriormente se realizaba en horario nocturno. Estas actividades se están sistematizando con la aplicación de cómputos electrónicos; así la publicación de los mismos son realizados en sitios determinados y horarios previstos para la publicación.

Además, se imprimen folletos referente a la aplicación del Precio Standard, que son repartidos a los Mayoristas y a otras personas relacionadas, con el propósito de orientar a los comerciantes la aplicación y concientización de la necesidad del Precio Standard. Sin embargo por la falta de comprensión de la importancia del Precio Standard, se nota la insuficiencia de la aplicación del mismo en las actividades comerciales.

Por lo tanto, se ve la necesidad de tomar medida intensiva de orientación continua a los Mayoristas y otras personas relacionadas, sobre la importancia y aplicación del Precio Standard, al igual que el Reglamento del Mercado, ya que en base al Precio Standard y el Reglamento podrán mantener una comercialización estable y apropiada en el Mercado.

-(3) Creación y propagación de las Normas Básicas para el Control de Calidad (Padronización.)

El manual de Padronización (Normas básicas para el Control de Calidad), ya fueron elaborados y terminados de imprimir y con esto se ha cumplido los objetivos iniciales.

Para la orientación futura, deberán concientizar la importancia de este manual a los mayoristas, instruyendo el uso y mediante una unificación de calidad de los productos posibilitará una mejor comercialización que los otros productos.

Esto es uno de los métodos que podrán ser aplicadas para el adiestramiento de los mayoristas.

- (4) Elaboración del Manual de programación de Computadoras para el uso en el Mercado.

Los programas ya elaboradas como el cómputo de Precio Standard, el informe diario y mensual de las cantidades ingresadas de los productos y la cantidad de venta al por mayor realizada por cada mayorista, son aplicadas y trabajadas diariamente. El contenido del presente manual están divididos en dos grandes secciones: Tratamiento general y Gráfico utilizado como manual de Introducción a la programación, y se está encaminando la elaboración de una edición Basica, Práctica y de Aplicación que ya se halla terminada parcialmente.

En el futuro, todas las actividades referente a la operación del Mercado deberán ser realizadas por las computadoras; por lo tanto, el ordenamiento y el enriquecimiento de los manuales a cerca de los tratmientos electrónicos y uso adecuado de los manuales ya elaborados son muy importantes.

Además, es necesario elaborar "Manual Guía" como manual de Especificación del proyecto de sistema y Manual de procedimiento Operativo. Estas guías son necesarias para realizar el desarrollo de los sistemas, al igual que la preparación del "Libro de Codificación para el procesamiento Electrónica",

para así ordenar el sistema de código a ser utilizado en el procesamiento electrónico.

Otra necesidad es la del mantenimiento y conservación de los discos Floppy de entrada y salida, de los manuales operativos ya elaboradas, y el ordenamiento de los archivos reunidos, preparando un formato de archivo para esos documentos.

(5) Actividad Informativa del Mercado.

Con relación a esta actividad, están realizando activamente como, las informaciones diarias de la cantidad de productos ingresados, publicación del Precio Standard para los minoristas, además tiene comunicación constante con los Productores mediante la radio, y para mantener informado a los consumidores, se emplean los medios de comunicación, como la radio, televisión y diarios.

La comunicación con el Mercado Zonal Nº 4 que realizan mediante Facsímil, pero actualmente por estar averiado dicho aparato, se espera una pronta solución del problema para reanudar esta actividad que es muy importante.

Las informaciones del Mercado deberán ser continua con un radio de acción amplio, abarcando desde los productores hasta los consumidores. Con la necesidad de adiestrar las actividades comunicativas, para la mejor realización de esta actividad será conveniente activar en forma conjunta D.A.M.A - M.A.G., así para obtener mayor alcance, fomentando las actividades Informativas.

2- Referente al Programa, a ser tomada luego del término del Proyecto.

El Proyecto de Mejoramiento del Mercado Central de Abasto de la Ciudad de Asunción finaliza el 6 de diciembre de año en curso, sin embargo existe un manifiesto de ideas de parte del lado paraguayo de la necesidad de una cooperación técnica del Japón en un marco del nuevo Proyecto, en donde trataría el establecimiento de un sistema de circulación de los productos perecederos, como frutas y hortalizas hasta llegar al consumidor.

Con relación al tema, el deber de esta misión de Orientación, es de estudiar las necesidades e ideas paraguayas que tienen al respecto, para luego informar lo más fiel posible al Gobierno del Japón.

La Dirección de Abastecimiento de Municipalidad de Asunción (D.A.M.A.) tiene una idea de encaminar el nuevo Proyecto conjuntamente con el apoyo del Ministerio de Agricultura y Ganadería, para así satisfacer las necesidades de los consumidores, orientando a los Productores a normalizar la calidad, del mismo modo obtener la mayor eficiencia en los acopios y envíos de los mismos. - En ese aspecto la cooperación del Ministerio de Agricultura y Ganadería cumple un papel muy importante.

El ministerio respondió en forma positiva a la propuesta de la D.A.M.A. quienes manifestaron a esta Misión el propósito y voluntad de cooperación por medio de los funcionarios relacionados a este Proyecto.

Esta Misión Orientadora promete informar concretamente todas las manifestaciones que antecede al Gobierno del Japón.

2. 和 文 仮 訳

アスンシオン市 1988年8月17日

アスンシオン市長

ポルフィリオ・ペレイラ・ルイス・ディアス將軍殿

巡回指導調査団は、本年12月に終了する予定のプロジェクト協力の実績を評価し、プロジェクト関係者に必要な指導・助言を与えるとともに、プロジェクト終了後の計画についてプロジェクト関係者の意見を聴取するために、1988年8月4日から8月17日までパラグアイ共和国を訪問しました。

調査団の滞在中、アスンシオン市当局及び農牧省関係者等の好意的なご協力を得たことについて、深く感謝致します。

以下は今回の調査結果の要約であり、今後の中央食品卸売市場の運営・管理のための参考としていただければ幸いです。

巡回指導調査団

団長 東野宗利

概 要

1. プロジェクト協力の実績の評価と指導事項

総合所見

(1) 中央食品卸売市場の運営管理

① 市場条例の改正と施行

② 市場会計

③ 市場施設及び資機材の運用・保守・管理

(2) 標準建値の算出と利用促進

(3) 品質管理基準の設定と普及

(4) 卸売市場使用のコンピュータープログラム・マニュアルの作成

(5) 市場情報活動

2. プロジェクト終了後の対応について

1. プロジェクト協力の実績評価と指導事項

プロジェクト発足時から7年近い年月を経て中央食品卸売市場はアスンシオン市食品流通局職員の努力に対する日本人専門家の指導助言及び適切な資機材の供与によって今やパラグアイ国唯一の青果物卸売市場として完成の域に近づいたものと認めることができます。外見上は、少なくとも完成しております。

内容上あるいは業務運営その他の点でなお若干の努力事項を有しているものと考えられます。具体的には、以下に述べるとおりであります。基本的には、生産者及び消費者に情報活動を通じて結びつくことにより合理的な青果物流通システムの中核となる必要があります。

(1) 中央卸売市場運営管理

① 市場条例の改正と施行

市場条例の改正は、約2か年の検討期間を経て、本年3月中旬短期専門家菅川氏の指導等を得て「市場業務規程」(案)が作成された。

この「市場業務規程」は本年5月12日市長の裁可があり、DAMA当局は直ちに市場職員をはじめ市場関係者に周知徹底を図るため印刷に付した。

当プロジェクト最大の課題であった「業務規程」が作成されたことは大きく評価できるものである。

今後は実施にあたって、関係者に理解を求め遵守させるため、DAMA当局の努力が必要であるが、そのためには、先ず担当者水からが理解することが先決であり、研修会等を開催し、「業務規程」の運用定着を図っていく方策を指導する必要がある。

② 市場会計

当市場会計は、独立採算制をとっており、財政の健全化は、今後の市場の発展にとって欠くことのできない重要な課題の1つであるが、会計処理も1984年以来、コンピュータ処理によって、科目の統一を図り、諸々の経理処理等がスムーズに実施されている。

また、市場会計の内容も、世銀への返済も延滞なく行われ、減価焼却についても一定の評価がなされていること等から全体的には一応健全に運用されているものとみられ初期の目的は達成されたものと評価できる。

今後は、施設の老朽化、諸機材の修繕あるいは更新という問題も出てくることから、それに要する経費として、何らかの積立金的なものを早急に考えるようその対応策を指導する必要がある。

③ 市場施設及び資機材の運用・保守・管理

冷蔵庫の運用に関して、効率的利用を図るため、空間利用の棚及び防熱のための出入口のカーテン設置等一定の前進は評価できる。

開場後7年目を迎えており、提供した情報機器等一部において部品の欠落等があつて、十分活用されていないものや、保守管理の技術者がいないこと、また、部品の調達が出来な

いため、故障等が発生した際の対応が問題となっている。

今後はパ国側で予算措置ができるよう指導する必要がある。

(2) 標準建値の算出と利用促進

標準建値の算出は、これまでの夜間の勤務体制から通常勤務体制への移行が行われ、電算処理業務として作業が体系化され定着するとともに予定公示時間帯に所定の場所に掲示されてきている。

更には、標準建値の利用促進を図るため、標準建値利用のためのパンフレットの印刷を行い、これらを卸売業者等に配布し、標準建値利用の必要性の指導も行われてきている。

しかしながら、標準建値に対する理解が乏しいことなどから、十分に利活用されているとはいえない状況もある。

このため、今後継続して卸売業者等に標準建値に基づいて適正かつ公正な取引がされるよう市場条例等を合わせて積極的な指導の強化を図る必要がある。

(3) 品質管理基準の設定と普及

品質規格マニュアルはすでに作成され、利用普及のために印刷も完了していることから初期の目的は達成されていると評価できる。

今後はこの品質規格マニュアルをどのように関係者に普及させるかが問題であるが、市場取引においてこの品質規格等の基準を守ることによって他のものより有利な販売が可能となることを生産者に理解させるよう卸売業者の評価について指導する方法もある。

(4) 卸売市場使用のコンピュータプログラムマニュアルの作成

標準建値算出、入荷量日報・月報及び卸売先別卸売数量等の既開発プログラムは、業務処理用として使用されてきており、通常の処理業務の一環として活用されている。

本マニュアルは、プログラムを作成するための手引書として一般処理とグラフィック処理に大別し、更に基礎編、実務編、応用編の構成として作成作業が進んでおりその一部は既に完成している。

今後コンピュータ処理は、市場運営の全業務に係ってくることなどから電算処理に係るマニュアルの整備充実を図るとともに既作成マニュアルの利活用を図ることが肝要である。

また、システム開発に当たっては、その標準化を図るため、システム設計使用書及び操作手順書作成等のガイドラインの作成並びに電算処理と使用するコード体系の整備を図り「電算処理用コードブック」を作成する必要がある。

また、既開発プログラムの操作手順書、入出力フロッピーディスクの保管管理方法並びに収録ファイルのファイルフォーマット等のドキュメントの整備等も併せて行う必要がある。

(5) 市場情報活動

市場情報は、消費者向けには新聞報道やテレビ、ラジオ放送で、生産者向けには無線機で、小売市場には中央卸売市場内に毎日の入荷量と標準建値を掲示板に掲示するなどして、積極

的に情報活動が行われている。

なお、ファクシミリ通信を利用しての第4公設市場への伝達は、現在ファクシミリの故障により中断した状態となっているが、極力早い時期の回復が必要である。

今後、市況情報の一層の活用を図るため、広い意味で生産者から消費者まで、市場情報に対する幅広い広報活動と教育を継続的に行うことが必要である。

また、広報活動は、DAMAと農牧省と一帯となって市場情報の利用の推進と拡大を図ることが望ましい。

2. プロジェクト終了後の対応について

本年12月6日をもってアスンシオン市中央卸売市場改善計画が終了することになりますが、その後の対応策については、生産者から消費者までの青果物の流通システムを確立したいので日本側の新たなプロジェクト方式技術協力を得たいとの意向がブラグアイ側から表明されております。

このことについて当調査団は、ブラグアイ側の意向を出来る限り正確に調査して日本国政府に報告する任務を課されております。

アスンシオン市食品流通局(DAMA)は、新プロジェクトは、消費者のニーズに対応する品質規格の青果物を生産者に効率的に集出荷させる必要の下に生産者を指導することを農牧省の協力を得て行いたいとしておられます。これに対して農牧省は関係部局の職員をして協力せしめる旨の移行を当調査団に対して明確に表明されました。

当調査団は、以上の事情を帰国して日本国政府に正確に報告することをお約束いたすものであります。

第4章 新規プロジェクトの要請内容について

1. 新規プロジェクトの基本構想について

プロジェクトより調査団に提出された新規プロジェクトの基本構想は、別紙のとおりである（一部調査団の助言によって修正した）。

パ国農産物（青果物）の流通改善計画基本構想

(1) 要請の背景と目的

1) 背景（経緯等）

農牧畜業以外に付加価値の高い産業がないパラグアイ国は、農業が国民経済の柱である。特に、パ国民の食生活向上の為、野菜・果実の品質の向上を促し、その消費の増大と生産を振興し、併せて輸出の拡大を図る事は、パ国農業政策の緊要なる課題である。

それら野菜・果実の消費と生産を促進し、流通の改善を行う為、1981年に中央食品卸売市場が設置され、日本の技術協力が行われて7年目を迎え、青果物等食品流通機構は徐々に改善され、発展段階の典り角に立っている。かつ、日本の技術協力も1988年12月6日で終了する事となっている。

このような事態の中で、パ国側は漸く自立独歩し始めた中央食品卸売市場への技術協力の継続支援要請に加え、新たに農産物（青果物）流通の近代化の為、中央食品卸売市場の発展の両輪である青果物生産地の集出荷機構の組織化及び品質の向上を図る技術協力と併せ、消費地の流通の近代化の指導を要請してきた。特に、生産果の集出荷機構の未発達から、消費者に喜ばれる野菜・果実の品質向上に結び付く生産には到らず、品質の良い商品は近隣諸国から輸入している現状を改善する技術協力の要請が強力である。

2) 協力の目的

アスンシオン市食品流通局は、野菜・果実の品質規格向上のため指導マニュアルを作成して、生産地農家を指導して、集出荷機構の整備改善を図る計画を練ってきたが、その行政権限はア市だけで、地方の生産地まで及ばない事から、ア市長は農牧大臣にそれらの指導の協力を依頼して了解を得た。既に、農牧省では、技術官房局を窓口とする農林業試験普及局、農牧防疫局及び農業経済・流通局の4局による「農牧省青果物流通改善推進委員会」を設置したことから、ア市食品流通局（以下ア市場局と略称）との間に農牧大臣とア市長の合議制による青果物流通改善事務局（名称は別記）を中央卸売市場内に設置して、日本政府JICAとの技術協力推進窓口機関にすることが決定した。その上、産地青果物の集出荷機構整備改善モデル地区農村として、その指導を担当する農業改良普及事務所と対象農協の検討が進められている。技術協力要請は2カ所のモデル地区農村とし、ラ・コルメナとオビエド地区の農協管内を選定して、青果物の品質規格マニュアルの指導と集出荷

機構を整備推進し、将来は国内需要を満たすだけでなく、輸出振興を図ることを目的としている。なお、モデル地区は、現地事務所から半径約25kmの範囲とする。

(2) 技術協力の概要

1) プロジェクトの実施方法

ア市中央食品卸売市場内に「青果物流通推進プロジェクトセンター」を置き、品質規格マニュアルの普及指導（市場業務規程の普及指導を含む）を行い、2カ所のモデル地区農協に集出荷機構整備推進指導を集中して実施する。そのためには、技術指導の現地事務所を開設すると共に、運営管理指導の技術協力を次の2段階に分けて行うこととする。

- ① 品質規格マニュアル（市場業務規程マニュアルを含む、以下省略）の指導と並行し、集出荷機構整備の前段階として、その施設・資機材等整備の為の技術協力。
- ② 集出荷機構整備の施設・資機材整備後の運営管理指導の協力、品質規格マニュアルの普及指導は、前段階より引続き実施する。

2) 協力内容

① 整備の準備の為の協力（前段階約2カ年）

- a) 品質規格マニュアルの普及指導の段階別指導体制づくりと普及指導の実施。
- b) モデル地区内の農家の経営内容の調査を実施して農家台帳の整備を行い、協同集出荷機構を農協内に設置して、その組織に加入意向の有無を調査して加入を促進する。
- c) 整備した農家台帳から、モデル地区内集出荷機構加入農家の分布図と、品目別生産分布図を作成して生産時期別集出荷体制づくりの準備を整える。
- d) 時期別品目別出荷量と販売価格を推計し、協同集出荷機構の維持運営管理費を計算して、独立採算制導入の準備を行う。
- e) モデル地区農協から荷受けする卸売業者の調査を実施し、当該卸売業者のモデル地区からの委託卸売体制づくり指導と、代金精算事務の合理化指導の準備を行う。
- f) 集出荷機構整備モデル農協の運営管理制度並びに運営計画の策定。
- g) 集出荷機構の運営に必要な施設の整備及び資機材の段階別導入計画の策定。
- h) 青果物流通改善に必要な技術職員の養成。
- i) 消費者に対する食生活改善の為の講習会実施の計画を行う。
- j) その他、集出荷機構の運営制度に関する法制化についてアドバイス。

② 施設等整備後の運営のための協力（後段階の3カ年）

- a) 品質規格マニュアルの普及指導と前段階に引続き実施指導。
- b) 物流及び精算事務、情報連絡システムの確立と供与機材の有効活用。
- c) 集荷体制の整備と協同集荷指導の実施（供与車輛の有効利用）
- d) 協同による洗浄、選別機の設置と有効活用の指導を実施。
- e) 荷姿の統一の為の製箱工場の設置と有効な運営指導。

- f) 供与機材の簡易修理工場の設置と有効活用の指導。
- g) 消費者動向調査を実施し、併せて卸売業者の指導の実施。
- h) 食品衛生管理のための実験機材の整備指導。
- i) 中央市場内流通センターC/Pの現地訓練。
- j) その他、中央卸売市場及び集出荷施設の環境保全整備等。

(3) 日本側が分担する事項

1) 専門家等

① 長期専門家

- a) 流通機構の運営管理
- b) 産地集出荷機構整備
- c) 統計調査整備
- d) 流通情報整備
- e) 施設機材業務調整

② 短期専門家（品質管理、食品衛生、食品栄養、冷蔵庫管理、コンピューターソフトウェア等）

2) 供与施設及び資機材等

中央流通センター及びモデル2地区の集出荷機構の運営に必要な施設・資機材並びに中央卸売市場とモデル地区集出荷機構間の情報連絡及び物流システムの為に必要な資機材。

3) 農産物（青果物）流通改善の運営管理職員及び技術者の日本での研修。

(4) パラグアイ側の分担する事項

1) カウンターパートの配置

- ① プロジェクトディレクター
- ② 日本人専門家1名につき3名以上
- ③ その他プロジェクト実施に必要な職員（事務職員、運転手等）

2) 集出荷機構整備の土地とプロジェクトセンター事務局の提供等。

3) 流通機構整備に係わる予算措置。

(5) 合同委員会の構成

プロジェクト事務計画の策定、実施につき協議する。

1) 委員長は農牧大臣とアスンシオン市長の合議による。

2) 委員 日本側

- ① 専門家団長
- ② 専門家団長が必要と認めた専門家
- ③ JICA代表

パラグアイ側

- ① プロジェクトディレクター
- ② 政府関係機関の代表
（農牧省関係局及びアスンシオン市関係局）

2. パラグアイ側の要望について

提出された基本構想案に基づき、調査団がパラグアイ側関係機関より聴取した要望の内容は以下のとおりである。

(1) アスンシオン市食品流通局

青果物流通は、生産者、流通業者、消費者の3者揃って始めて十全である。すなわち、消費者の欲しがる物を生産者が作って、流通業者がそれを配分する。現在でも、消費者の欲しがる物のうちかなりの部分が輸入されており、市場の冷蔵庫は輸入青果物によって占領されている。消費者のニーズを生産者に伝えて、それに応じた生産物を効率よく出荷（協同集出荷）させる必要がある。アスンシオン市としては、生産者に対する権限がないので、農牧省の協力を得て生産者を指導したい。

パラグアイにおける青果物生産は、日本人が先鞭をつけてくれたので、日本人を信頼している。日本政府の協力があれば新規プロジェクトは、きっと成功すると思う。

(2) 農牧省

アスンシオン市長から農牧大臣あてに協力要請があったので、快く応ずることにした。この計画は、単に青果物の流通改善にとどまるものでなく、生産者が需要に応じた品質規格の物を生産しようとするにより技術水準が向上し、また協同集出荷により、従来正当な代金を得られなかったのが得られるようになれば、生産にも励みがつく。そして、国内生産が質量共に向上すれば輸入が減少し、外貨を節約できる。さらに、輸出余力が出るに至れば、農業国であるパラグアイとしては申し分ない。

(3) ラ・コルメナ農協（日系）

消費者の好む物を教えてもらえば、生産に努力したい。協同集出荷施設のための用地についても、すでに候補地を選定してある。この計画を成功させることは、我々の利益にもつながる。

(4) コロネル・オビエド協同組合

かつて協同出荷を計画したが、腐敗したり、輸送できなかつたりして失敗した経験がある。しかし経験の深い日本の協力が得られれば、きっと成功すると思うので、ぜひ実施してほしい。

3. 調査団所見

各関係者が、それぞれの利害得失をわきまえた上で、新規プロジェクトの実現を熱望しているものの、パラグアイ側の要請内容は明確であり、また、計画の実施はパラグアイ国の青果物流通改善に資する可能性が大きいと判断される。また新規プロジェクトの実施については、パラグアイ側のみならず、日本大使館及びJICA事務所関係者もその早期実施を要望している。

第 5 章 プロジェクト協力の実績

• 1988年8月29日

5 7月11-14日

1988年12月6日

1. 専門家派遣実績（長期6名，短期10名）

(1) 赴任中専門家（2名）

氏名	指導科目	赴任時現職	派遣期間
清野正善	リーダー	(社) 食品需給研究センター	59. 9. 21～63. 12. 9
米沢耕三郎	技術協力	国際協力事業団職員	61. 5. 13～63. 12. 9

(2) 帰国済専門家（14名）

① 長期派遣（4名）

氏名	指導科目	赴任時現職	派遣期間
中村喜富	リーダー兼 市場調査	元全国生鮮食料品流通センター	57. 6. 11～59. 10. 10
大倉亘	技術協力	国際協力事業団職員	57. 6. 11～61. 3. 31
安部新一	市場調査	(社) 食品需給研究センター	59. 11. 2～61. 12. 9
堤八洲雄	流通情報	"	57. 10. 25～62. 12. 9

② 短期派遣（10名）

氏名	指導科目	赴任時現職	派遣期間
加藤舜郎	冷蔵施設	日本冷凍協会	58. 1. 28～58. 2. 11
村上善隆	品質管理	(社) 食品需給研究センター	59. 1. 30～59. 2. 21
大森洋昌	電算機指導	農水省経済局統計情報部管理課 電子計算機室	59. 3. 21～59. 4. 20
定司稔	品質管理企画	全国生鮮食料品流通センター	60. 3. 21～60. 4. 9
長谷川行一	電算機指導	農水省経済局統計情報部管理課 電子計算機室	60. 3. 21～60. 5. 2
佐々木正守	選果機据付	(株) マキ製作所製造部技術員	60. 9. 27～60. 10. 11
埜下礼世	冷蔵庫運営	松山冷凍(株)取締役社長	60. 11. 12～60. 12. 1
長谷川行一	電算機指導	農水省経済局統計情報部管理課 電子計算機室	61. 5. 19～61. 6. 29
皆川文雄	市場条例	農林水産省食品流通局市場課	62. 2. 26～62. 3. 18
堤八洲雄	流通情報	(社) 食品需給研究センター	63. 10. 12～63. 11. 11

2. 研修員受入れ実績(18名)

年度	氏名	指導科目	赴任時現職	受入期間
57	① Miguel Antonio López Ortíz	生鮮食料品 流通状況視察	アスンシオン市中央卸売 市場管理局長	57. 12. 3 ~57. 12. 17
	② Gerardo C. López Zarate	市場管理	管理局次長兼, 技術部長	58. 2. 24 ~58. 3. 30
58	③ Leon Benítez Alozo	冷蔵施設管理運営	冷蔵施設係長	58. 6. 16 ~58. 9. 2
	④ José María Pangrazio	コンピューター・システム	電算室主任	59. 1. 15 ~59. 3. 21
	⑤ Amada B. Gauna F.	コンピューター・プログラム	電算機技師	
59	⑥ Martines V. Carlos Antonio	市場運営	技師	58. 8. 10 ~59. 9. 21
	⑦ Gustavo A. Espinola Nuñez		整備課長	
	⑧ Juan Anselmo Molinas Belen	品質管理	技師	60. 2. 26 ~60. 3. 20
60	⑨ Hernán M. Sosa Gaona	市場運営と 電算機利用	技術協力室長	60. 6. 30 ~60. 9. 4
	⑩ Teresita Molina de Scarone	コンピューター・プログラム	電算機技師	
61	⑪ Gumerucindo Roa Leguizamon	市場会計	総務・財務部長	61. 4. 27 ~61. 6. 17
	⑫ Rosaluba Medina de Lird		会計課長	
	⑬ Jorge K. Ishibashi	電算機 プログラミング	電算機技師	61. 8. 17 ~61. 10. 17
62	⑭ Elvia Benítez De Miranda	市場運営	財務部長	62. 7. 26 ~62. 9. 18
	⑯ Teresa Bolla De Frutos	市場運営	設計工事課長	62. 7. 26 ~62. 9. 18
63	⑰ Gilda Rosa Centurión	市場運営	用度課長	63. 5. 29 ~63. 7. 15
	⑱ Angel Domingo Sosa Z.	コンピューター・プログラム	電算機技師	63. 5. 29 ~63. 8. 10

3. 機材供与実績 (273,467千円)

(単位：千円)

年度	57	58	59	60	61
1. 車輛	市場仕入バス 3台 四輪駆動車 2台 マイクローバス 1台 尿尿回収車 1台 ゴミ回収車 1台 スクーター 5台	散水 車 1台	小型トラック 1台 ゴミ回収車 1台 冷蔵専用フューグ・リフト 1台	パソコン用フューグ・リフト 1台 交換補給部品類 1式	小型バン型車輛 1台
2. その他	放送施設 1式 タイプライター 2台 小型冷蔵庫 1台 冷房機 5台 野菜運搬台車 15台 マイクローコンピュータ 1台 複写機 1台 顕微鏡 1台 一眼レフ・カメラ 1台 ポラロイド・カメラ 1台	冷蔵庫 (1000㎡) 1式 コンクリート・マシナリー 1式 コンクリート・マシナリー 1式 冷蔵庫 (500㎡) 1式 フックシミリ 3台 重量式選別機 1台 ベルト形状選別機 1台 形状選別機 1台 玉葱用ネット詰機 1台 理化学実験器具 1式 ディーゼル式発動機 1台	マイクロコンピュータ 1台 内線電話機 10台 気象観測機材 1式 手動フューグ・リフト 5台 選果機用資機材 1式 簡易気象観測機材 1式	遠距離用無線機 6台 複写機 1式 スライド映写機 1式 ビデオ・システム 1式 頭上投影機 1台 車輛用拡声器 1式 小型無線拡声器 1式 オフセット印刷機等 1式 タイプ・等事務機器 1式 身分証明書作成機 1式 卓上計算機 5台 冷房機 3台 班刈機 1台 携行無線機 6台	
金額	72,029	81,628	41,074	31,788	17,898

単位：千円

年度	62年	63年(予定)
1. 車両	莠原回政車(40001) 1台 小型トラック(4t) 2台 (s.57年の仕入れバス更新) 交換補給部品 1式	ダブルチャビン車両 1台 モーターバイク 3台 車両等付属部品 1式
2. その他	車両積荷台秤(70t級) 1基 冷蔵庫交換部品 1式 コンピュータ部品、1式 保守用工具 1式	マイクロ・コンピュータ 1式 材 1式 オフセット印刷機付座機 1式 理化学実験機材(部品) 1式
金額	19,050	10,000

累計：273,467千円

4. 調査団派遣実績(9件)

1. 事前調査団			
(昭和55年3月24日～昭和55年4月3日)			
団長	総括	多田 誠	(社)食品需給研究センター常務理事
団員	畜産	竹内 宏	家畜改良事業団業務部長
	市場	松浦 昌司	農水省食品流通局市場課長補佐
	食品流通	小林 康平	帯広畜産大学畜産学部助教授
	業務調整	三苦 英太郎	国際協力事業団農林水産計画調査部
2. 実施協議調査団			
(昭和56年11月26日～昭和56年12月12日)			
団長	総括	多田 誠	(社)食品需給研究センター常務理事
団員	市場運営管理	飯島 正敏	農水省食品流通局市場課
	市場流通	中村 喜富	(社)全国生鮮食料品流通情報センター
	企画・政策	上西 淳三	外務省経済協力局技術協力第二課
	技術協力	狩野 良昭	国際協力事業団企画部地域課
	業務調整	青山 豪	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課
3. 計画打合せ調査団			
(昭和58年1月28日～昭和58年2月11日)			
団長	総括	多田 誠	(社)食品需給研究センター常務理事
団員		内田 泰司	(社)食品需給研究センター調査部長
	業務調整	江川 敬三	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課
4. 巡回指導調査団			
(昭和58年12月11日～昭和58年12月26日)			
団長	総括	田内 堯	国際協力事業団農業開発協力部長
団員	市場運営	芝崎 希美夫	(社)食品需給研究センター理事
	業務調整	江川 敬三	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課
5. 巡回指導調査団			
(昭和60年1月7日～昭和60年7月20日)			
団長	総括	橋口 次郎	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課長
団員	市場運営	芝崎 希美夫	(社)食品需給研究センター理事
	流通情報	黒木 弘盛	農林水産省国際協力課係長
	業務調整	江川 敬三	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課

6. エバリュエーション調査団

(昭和60年8月9日～昭和60年8月29日)

団長	総括	松本 宜彦	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課長
団員	市場運営	芝崎 希美夫	(社)食品需給研究センター理事
	流通情報	横沢 一	農水省統計情報部
	業務調整	高畑 恒雄	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課

7. 計画打合せ調査団

(昭和61年7月17日～昭和61年8月1日)

団長	総括	東野 宗利	(社)食品需給研究センター常務理事
団員	市場条例	阿部 幸一	農水省食品流通局市場課青果物係長
	業務調整	高畑 恒雄	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課

8. 第2次エバリュエーション調査団

(昭和62年7月7日～昭和62年7月18日)

団長	総括	本橋 馨	(社)海外農業開発協会理事
団員	市場調査	慶野 征	千葉大学園芸学部助教授
	流通情報	小坂 征進	農水省統計情報部管理課電子計算室 電算機利用推進班主査
	市場運営	伊井 弘明	農水省食品流通局市場課業務第一班 主査兼業務管理班係長
	業務調整	永井 和夫	国際協力事業団農業開発協力部

9. 巡回指導調査団

(昭和63年8月3日～昭和63年8月19日)

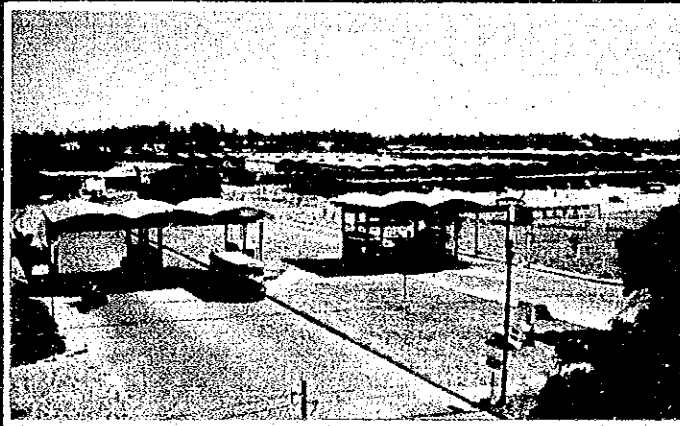
団長	総括	東野 宗利	(社)食品需給研究センター常務理事
	市場条例	影山 岩夫	農水省食品流通局市場課青果物係長
	流通情報	横関 良平	農水省経済局統計情報部 管理課電子計算室利用技術係長
	業務調整	小林 一三	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課

第6章 アスンシオン市中央食品卸売市場
業務規程（和文仮訳）



Mercado Central de Abasto

REGLAMENTO



(印刷された業務規程集の表紙)

アスンシオン市

中央食品卸売市場業務規程

第 1 章 総 則

(市場の名称、位置及び面積)

第 1 条 市場の名称、位置及び面積は、次の通りとする。

名称：アスンシオン市中央食品卸売市場（以下「中央市場」という）

位置：アスンシオン市デフエンソレス・デル・チャコ通りとブワ

カス

面積：110,000 m²

(中央市場の役割)

第 2 条 中央市場の役割は、市民生活に一日といえども欠くことのできない生鮮食料品等の円滑なる流通を維持するため、生鮮食料品等の卸売の拠点として、多数の生産者に対して安定的な販路、また、多数の小売商に対しては、安定した仕入先を提供し、多種大量の商品の集配機能、及び公正妥当な価格形成機能をもって、生鮮食料品等の流通の改善に資するものである。

(目 的)

第 3 条 この業務規程は、中央市場における取引方法、関係業者、土地・施設等の使用および監督処分等について定め、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその他

生産および流通の円滑を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(取扱品目)

第 4 条 中央市場の取扱品目は、野菜・果実、その他農畜産物およびその他加工品を主として取扱うものとする。

(販売方式)

第 5 条 中央市場における販売方式は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 卸売販売とは、野菜・果実、その他農畜産物およびその加工品が梱包単位 10kg 以上の袋、箱等によって取引されるものをいう。
- (2) 小売販売とは、野菜・果実、その他農畜産物およびその加工品が一般家庭で購入する小さな単位で取引されるものをいう。
- (3) その他の商品の販売方式は制限しない。

(開場の期日)

第 6 条 中央市場は日曜日および国民の祝日（以下「休日」という）を除き、毎日開場するものとする。

2 中央市場当局（以下「市場当局」という）は、前項の規定にかかわらず、出荷者および消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができ

(販売の時間)

第 7 条 中央市場関係業者の行う卸売等の販売開始時刻、及び販売終了

時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場当局は、中央市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

業者	販売開始時刻	販売終了時刻
卸売業者	午前 2 時 30 分	12 時 (正午)
小売業者	午前 2 時 30 分	午後 6 時
その他の商品販売業者	午前 2 時 30 分	午後 6 時

第 2 章 中央市場関係業者及び営業活動

第 1 節 中央市場関係業者

(卸売業者)

第 8 条 卸売業者とは、第 5 章第 1 号の卸売販売を行う業者とし、あらかじめ市場当局が指定した場所と条件に従って業務を行うものである。

(小売業者)

第 9 条 小売業者とは、第 5 条第 2 号の小売販売を行う業者とし、あらかじめ市場当局が指定した場所と条件に従って業務を行うものである。

(その他商品販売業者)

第 10 条 その他商品販売業者とは、第 5 条第 1 号および第 2 号に該当しないその他の商品を販売する業者とし、あらかじめ市場当局が指定した場所と条件に従って業務を行うものとする。

(関連業者)

第 11 条 関連業者とは、集荷および荷卸、運送、銀行金融、レストラン、飲食店、ガソリン給油所、医務、美容理髪、郵便および電信電話等のサービスを提供する業者とし、あらかじめ市場当局が指定した場所と条件に従って業務を行うものとする。

第 2 節 中央市場内の営業活動

(取引方法)

第 12 条 中央市場における商品取引方法は、中央市場内に入荷した商品の第三者への販売引渡しという一連の流通方式をとる。

(許可商品以外の販売の禁止)

第 13 条 店舗使用者は、許可を受けていない商品を販売してはならない。特に偽造製品、消費に適さない商品、腐敗しているもの、関係団体が販売を禁止している商品、または重量・寸法の不足している商品を販売してはならない。また、許可された所以外に商品または他の物品を置いてはならない。

(商品の陳列)

第 14 条 店舗使用者の商品の陳列に関しては、市場当局の指示するところに従い、特に等級分け、品質規格、包装等その配列に留意して行わなければならない。

2 小売業者は、すべての陳列商品にその価格と販売単位を書いた板又は紙をよく見えるように固定する。ただし、文字の大きさは最小 3 cm とする。

(全商品の販売対象の原則)

第15条 店舗使用者は、当日の全部の商品を店頭での販売取引商品の対象としなければならない。ただし事前に等級分けされた商品に関しては、その商品のすべてが店頭に陳列される必要はなく、その一部がサンプル商品として陳列されるだけでよい。

(取引自由の原則)

第16条 中央市場における商品の販売は、その代金の支払い方法を含めて、売買当事者間で自由に取り決めることができる。

2 市場当局は、売り手買い手の双方から要請を受けた場合、両者間の売買に関して争議の調停役として仲介する。

3 中央市場内で暴力行為を伴う紛争が発生した場合、市場当局が仲裁に出る。

(特定な販売方法)

第17条 競争入札等の販売形式に関しては、市場当局により特定の場所と条件を設けることができる。

(卸売価格の形成)

第18条 卸売業者における商品の価格は、その商品の競高価格が固定される以外は当該商品の需要と供給の関係によって形成される。

(小売価格の設定)

第19条 小売業者における商品の価格は、市場当局が商品別、季節別に当該卸売商品の価格に対し最大限の値幅比率を設ける。

(卸売業者間の売質の禁止)

第20条 中央市場における卸売業者間での、商品の売質取引は認められない。

(入荷数等の報告)

第21条 中央市場の卸および小売業者は、野菜・果実等の当日の入荷数、販売数量及び販売価格等の営業活動実績を、市場当局が統計情報として広報する必要があるが、かつ市場業務統制上必要と認められたものについては報告する義務を負う。

(重置計等の使用)

第22条 中央市場内の店舗使用者は、営業上使用する重置計、天秤、おもり、物差し等は、アスジシオン市役所の検定証明を受けたものを使用し、常に正確な重置または正確な寸法を測定し、買い手に重置等がはっきり見えるように表示する。

(時間外の販売の禁止)

第23条 中央市場内の店舗使用者は、あらかじめ決められた販売時間以前の販売、又は販売終了時間以後の販売を行ってはならない。

(営業活動従事者の履行義務)

第24条 中央市場内で営業活動に従事するすべての者は、次の名号に掲げる履行義務を負う。

- (1) 市場当局から出される諸規程を守るとともに、市場入場者、同業者に対して礼儀、敬意を持って接する。
- (2) 就業時間中は市場当局によって許可された所定の制服を着用する。

- (3) 市場当局が要求した場合、使用許可を証明する書類を呈示する。
- (4) 清潔な着衣と営業に必要な備品類の清掃に常に最大限の注意を払う。
- (5) 中央市場内の樹木、柱、ベンチ、壁、ドア、庭などの公共財産や中央市場敷地内にある車両等に損傷を与えないよう注意を払う。
- (6) 使用店舗内の保安は、その使用者の責任下にあるものとし、使用者は保安に必要な対策を講ずるものとする。

第 3 章 土地及び施設等について

第 1 節 使用の許可、取消、返還、第三者への譲渡

(使用許可の性格)

第 25 条 与えられた使用許可は、非恒久的かつ取消可能な性格のものであり、使用申請者の選考・審査を通じて市場の目的と運営に関するこの規程に照らし与えられるものであり、いかなる特権も賦与されない無権利による使用を認めるものである。

2 市場当局が規程事項の変更の権利を保有し、使用許可の取消し、無権利による使用許可が妨げられない限り、市場当局は、市場の目的と消費者の公益を擁護する立場から、市場当局と市場利用者の間の相互履行義務を設定するために契約書を取り交わさねばならない。

3 使用許可の変更及び取消しは合理的理由に基づき、かつ関係規程に従いながら行われる。

(使用許可申請書)

第 26 条 店舗使用者として、その商業活動を行うための施設等の使用許可申請は次の各号に掲げる項目を記載した特定の書式をもって市場当局に提出しなければならない。

- a 社名、所在地、責任者の氏名等
- b 営業種目別営業計画書
- c 必要とする店舗床面積と営業期間
- d 経歴

(申請書の添付書類)

第 27 条 前条の申請書に添付する書類は、次の各項の通りである。

- a 申請者が個人の場合
 - (1) 身分証明書または謄本の写し
 - (2) 健康証明書
 - (3) 前科、前歴証明書
 - (4) 身分証明書サイズの写真二枚
 - (5) 従業員氏名、身分証明書等
- b 申請者が団体、法人の場合
 - (1) 定款
 - (2) 法人の署名権限を持つ代表人名簿
 - (3) 上記代表人名人の a 項(1)-(4)までの書類
 - (4) 法人従業員名、役職名一覧

(賃貸等の禁止)

第 28 条 店舗使用者は、許可された施設のすべて、あるいは一部を市場当局の許可なしには第三者に賃貸することはできない。これらの事実が確認された場合は、当事者の契約書は取消し、中央市場の

名簿から除外する。

但し、市場当局に申請して許可された場合はこの限りではない。

2 店舗使用者が第三者への許可を譲渡することによって利益を上げる目的でその許可の権利を放棄した場合も、市場当局は前項同様の処置を行う。

但し、市場当局に申請し、許可された場合はこの限りではない。

3 使用店舗が、正当な理由なく8日以上連続して閉店状態にあった場合、店舗は放棄されたものと見なし、市場当局は前項同様の処置を行う。

(返 還)

第29条 店舗使用者が、店舗を維持する意志を失った場合、あるいは維持することができなくなった場合、契約書の条項に従って入居した当時の原状に復して市場当局に返還しなければならぬ。

2 あらかじめ期限の決められた使用許可の店舗使用者は、その期限の切れる時点で、前項同様の手続きで市場当局に返還しなければならぬ。

(譲 渡)

第30条 店舗使用者は、許可された施設を第三者に譲渡する場合、及び店舗を移動する場合は、市場当局に申請し、許可されねばならぬ。

(相 続)

第31条 店舗使用者が死亡した場合、その相続人が規定の条件を満たし、かつ使用許可の相続を希望すれば、市場当局はその相続人への使

用許可を認めることができる。

(定款変更に伴う報告)

第32条 店舗使用者が法人の場合、その法人の定款に何らかの変更が生じた時、法人はその旨を事前に市場当局に報告しなければならぬ。その変更が市場当局に承認されることによって当該店舗使用者は使用許可を相続することができる。

なお、市場当局によってその変更が承認された場合には使用者は事務管理費の nomine で、あらかじめ決め決められた一定料金の支払いを義務づけられる。

第2節 土地及び施設等の使用

(許可の条件)

第33条 中央市場の土地及び施設等（建物及び設備をいう。以下同じ）の使用は、市場当局が要求する必要条件に従って、その利用が適切と判断される者のみに認められる。

(使用許可の契約書)

第34条 中央市場の土地及び施設等を個人あるいは団体が使用する時には、その使用許可に関わる契約書を交わすこととする。

(施設等を減ずる権利)

第35条 店舗使用者が許可を得て占有している施設等が実際の営業活動に必要な施設等よりも大きいと判断される場合、市場当局はすでに使用許可されている施設等を減ずる権利を有する。

(施設等の留保)

第36条 市場当局は、必要に応じて施設等の一部を留保し、使用許可の対象から除外することができる。

(施設等割当の条件)

第37条 市場当局は、各使用者への土地及び施設等の割当、並びに市場使用者の再配置を次の各号を考慮して決定できる。

- (1) 使用者の営業活動の重要性
- (2) 使用者の営業活動の継続性
- (3) 使用者の年間取引実績
- (4) 使用者の業種別配置
- (5) 使用者の販売方式別配置
- (6) 使用者の合理的申請

(原状変更の許可申請等)

第38条 店舗使用者がその営業活動上建物及び設備（市場の中二階、ハルコ二一、冷蔵庫、家具、機材類、その他備品）を自ら設備改良しようとする場合は、事前に申請書を提出し、許可を受けなければならない。

(店舗使用者の履行義務)

第39条 店舗使用者は、次の各号に掲げる項目の履行を義務づけられる。
1) 販売時間の終了後、毎日清掃を行い、廃棄物等を市場の指定する場所、容器にし、店舗及びその周辺を常に衛生的状態に保つこと。

(2) 貸与される店舗あるいは設備を破損したり、それらに損傷を与

えた場合、すみやかに修理、修繕をしなければならない。仮に、店舗の責任者が修理、修繕のための必要な措置を採らない場合は、その不履行に対する懲罰は別として市場当局が使用者の経費負担を前提に修理、修繕を行うものとする。

(3) 店舗の店名、屋号等を市場当局の定めるところに従い正しく表示すること。また、自己店舗外のあらゆる場所に自己店舗の広告、宣伝の類を表示する場合は、市場当局の許可を受けなければならない。

(4) 貸与された店舗では、該当する部門の営業時間帯の間、正規の販売活動に専念すること。販売活動に停滞が見られる場合は、市場当局の調査の対象となり、必要とあれば相応の懲罰が課せられる。

第3節 使用料について

(使用料基準)

第40条 市場当局によって与えられるすべての許可は占有する床面積の利用に対する使用料の支払いを前提とする。

(使用料算定基準)

第41条 中央市場の土地及び施設等の使用料は、使用される床面積、取り扱う商品の重量・寸法あるいは容積、及び各店舗の営業実績を基準に市場当局によって決定されるものとし、契約書に明記する。

(共同サービス費用の負担)

第42条 店舗使用料とは別に、次の各号に掲げる共同サービスの費用は、

店舗使用者の負担とする。

- (1) 電気料金
- (2) 水道料金
- (3) 清掃およびゴミ回収費
- (4) 維持管理費

(5) その他必要とする費用が発生した場合は、その都度市場当局は使用者と協議して決定する。

(敷金の預託)

第43条 契約書を取り交わす際、市場使用者は市場当局に対し、使用30日分の使用料を敷金として支払わなければならない。この敷金は次の番号に掲げる方法で徴収が行われるが店舗が損傷を受けた場合、その修理修繕費に充当することができる。

- (1) この敷金は使用料の変更に応じてその都度変更される。
- (2) 敷金の預託は、利息その他の便益を使用者にもたらすものではなく、使用者の突発的出費、借金の返済にのみ当てられる。
- (3) 契約書の期限が満了し、かつ預託敷金の引き出しを必要としな

(使用料の支払い)

第44条 使用料は前払し、毎月、月初め5日以内に財務部あるいは財務部が指定する場所に支払わなければならない。ただし滞納の場合は、次の番号に掲げる措置がとられる。

- (1) 指定期間内に支払われない場合は、使用者は最低月10%、最高月30%の遅徴金の支払い義務を負うこととなるが、この遅徴金の支払い期限の延長は認められない。

- 16 -

2) 使用料の滞納が60日に及んだ時点で、該当する契約書は自動的に無効となる。

3) 前号において敷金が滞納使用料の一部の返済に充当される。

(使用料の改正)

第45条 市場当局が設定する使用料金は、パラグアイ中央銀行の発表する食料品卸売物価指数の変動に応じて定期的に改正することができる。

第 4 章 市場の管理監督

(管理運営)

第46条 中央市場の管理運営は、本規程及び別に定める事務分掌規程に従って忠実に遂行しなければならない。

(市場当局の値営業務)

第47条 市場当局は、本来の業務を円滑に推進するために、次に掲げる名号の業務を直営する。

- (1) 標準建煙等の公示及び広報
- (2) 選別、等級設定及び梱包
- (3) 農産物食品衛生検査
- (4) 冷蔵庫運営

(市場秩序の保持等)

第48条 市場使用者は、中央市場の敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 大声をあげ、あるいは拡声器等の道具類を用いて客を自分の后

- 17 -

舖に呼び寄せること。

- (2) 燃焼性、爆発性のある物質を持ち込むこと。
- (3) 無用の物品あるいは腐敗した商品を自己店舗区画内や共有道路部分に廃棄すること。
- (4) 商品を販売区画内で洗浄すること。
- (5) 腐食性のある洗剤を用いて店舗を洗浄すること。
- (6) 倉庫に腐敗したまま商品を保存すること。
- (7) 火を起したり、火花を仕掛けること。
- (8) 商品を熱させる目的で、許容限度以上の科学物質を用いること。
- (9) 交通の妨げとなるような車両の駐車をすること。
- (10) 市場当局の許可なく、施設等の原仕様を変更すること。
- (11) 中央市場に筋跑の類を持ち込むこと。
- (12) 中央市場内の秩序、規律を乱すような行為をすること。
- (13) 賭博、とばく行為をすること。また法的にそれを許された者が適切な場所において行う場合を除いて、宝くじ等の購入を勧誘すること。
- (14) 道徳、公序良俗に反するような行為を行ったり、それを煽動すること。
- (15) 過度に飲酒すること。

第 5 章 懲 罰 に つ い て

(懲 罰)

第49条 法律上の懲罰とは別に、本規程及びこれに付随する他の規定条項に違反した市場使用者とその従業員はその違反内容に応じて、次に掲げる各項の懲罰に従うものとする。

- (1) 口頭による警告
- (2) 文書による警告
- (3) 最高10日以内の営業活動停止
- (4) 最高30日以内の営業活動停止
- (5) 市場当局が定める基準による罰金の支払い
- (6) 恒久的な退場処分

(禁止されている商品等の保管)

第50条 前条で規定された懲罰とは別に、市場当局は、次に掲げる各号に該当する商品、物品を中央市場内で発見した場合は、その処分が決まるまで保管することができる。

- (1) 販売が禁止されている商品
- (2) 度重なる文書警告にも関わらず、人体に有害であると公表された商品
- (3) 度重なる文書警告にも関わらず、許可されていない区画に置かれた商品
- (4) 中央市場区画内に放置された商品

(禁止されている商品等の処分)

第51条 前条により、一時市場当局に保管された商品は、必要により関係官庁に報告し、その処分を委ねるものとする。

(禁止されている商品等の記録)

第52条 第50条の規定に基づき保管することとなった商品については、市場当局によって保管品の内容、保管に対する正当な理由、違反者が明らかかな場合はその氏名身分を明記した記録書が作成される。

(規程で定められていない事項の処置)

第57条 本規程で考慮されていない、あるいは不測の事態が発生した時は、その問題の性質と権限の範囲に従って市場当局が解決する。

(規程等の有効性)

第58条 本規程と付属規則に関してその内容を知らなかったとする申し立ては、いかなるものでも受付られない。

(経過措置)

第59条 本規程は、それが公布された期日から有効とし、本規程発表前に有効であり、かつ本規程の内容と矛盾するすべての過去の規程、通知、回覧等は無効とする。

以上

保管品が第三者に供与される場合、あるいは違反当事者に返品される場合、市場当局は記録簿に記載された状況を物品受取人に示し、その署名を受ける。

第 6 章 雑 則

(協議会の設置)

第53条 市場当局は、中央市場の運営を円滑に行うために、卸売業者、小売業者、その他商品販売業者および関連業者の代表者と定期的に協議を行う組織をつくることができる。

(連絡方法)

第54条 市場使用者に対する連絡通知は、重要度によって次に掲げる方法で行う。

- 1) 使用対象区域内での不特定の者に対する文書の配付方式。
- 2) 市場当局の掲示板、又は拡声器による放送方式。

(議決書等の発行)

第55条 市場当局は、必要に応じて議決書、特定の規則、回覧および文書をこの規程の関係者に発行する。

(規則等の整備)

第56条 市場当局が定める本規程に基づき、必要に応じて別途、規則を定めることができる。

JICA